

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

訓 令	福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	四七
告 示	○大規模小売店舗立地法による変更の届出について取下げがあった件	四二
	○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	四二
	○保安林の指定を解除する予定である件	四三
公 告	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	四三
	○一般競争入札を行う件	四三
	福島県教育委員会教育長	四四
	○指定納付受託者を指定した件	四四
	○落札者を決定した件	四五

## 訓 令

### 福島県訓令第十四号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

本 庁 機 関  
出 先 機 関

### 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程（昭和五十一年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。  
第二十二條第五項中「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条第六項中「第十九條第三項」を「第十九條第六項」に改める。

福島県知事 内 堀 雅 雄

第十八号様式の二を次のように改める。

第18号様式の2(第22条関係)

(第1面)

部 分 休 業 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	職員番号	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日

2 申出	申出年月日	申出の内容 (①又は②を記入)	<申出の内容(変更後の内容も共通)> ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき条例で定める時間(10日相当*)を超えない範囲内 *非常勤職員以外 77時間30分 非常勤職員 1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
	年 月 日		

3 変更(第1回目)	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	※特別の事情の有無 (有又は無を記入)	※確認欄	
	年 月 日				所属長の 確認欄	

3 変更(第2回目)	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	※特別の事情の有無 (有又は無を記入)	※確認欄	
	年 月 日				所属長の 確認欄	

4 備考	
------	--

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 部分休業の申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)(写しでも可)を添付すること。
- 3 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 4 第1号部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。
- 5 ※印の欄は職員本人は記入しないこと。
- 6 特別の事情とは、(1)配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、(2)配偶者と別居したこと、(3)申出時に予測することができなかった事実が生じたことのいずれかを指す。変更が必要な事情が(1)～(3)に該当するかを所属で判断の上、有又は無を記入すること。
- 7 備考の欄は、連絡先等を必要に応じて記入すること。

## 第1号部分休業の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理 番号	部分休業の承認の請求をする期間			請求 月日	※確認欄		備 考
	月 日	毎日/ 曜日等	時 間		所属長の 確認欄		
1	月 日 から 月 日 まで		時 分から 時 分まで	月 日			
2	月 日 から 月 日 まで		時 分から 時 分まで	月 日			
3	月 日 から 月 日 まで		時 分から 時 分まで	月 日			
4	月 日 から 月 日 まで		時 分から 時 分まで	月 日			
5	月 日 から 月 日 まで		時 分から 時 分まで	月 日			
6	月 日 から 月 日 まで		時 分から 時 分まで	月 日			
7	月 日 から 月 日 まで		時 分から 時 分まで	月 日			
8	月 日 から 月 日 まで		時 分から 時 分まで	月 日			
9	月 日 から 月 日 まで		時 分から 時 分まで	月 日			
10	月 日 から 月 日 まで		時 分から 時 分まで	月 日			

(※印の欄は職員本人は記入しないこと。)

第1号部分休業の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

整理 番号	部分休業の承認の取消しの期間		※確認欄		備 考
	月 日	時 間	所属長の 確認欄		
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			

(※印の欄は職員本人は記入しないこと。)

## 第2号部分休業の承認の請求の場合

(第4面)

年度

取得可能な年度内の第2号部分休業の時間数 時間 分

整理 番号	部分休業の承認の請求をする期間		請求 時間数	残時間数	請求 月日	※確認欄		備 考
	月 日	時 間				所属長の 確認欄		
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			

(※印の欄は職員本人は記入しないこと。)

## 附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

(人 事 課)

## 告 示

## 福島県告示第六百二十七号

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件（令和七年福島県告示第四百九十号）により告示したヨークベニマル原町西店に係る届出について、令和七年九月十六日付けで当該届出をした者から取下げの届出があつた。

令和七年九月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(商業まちづくり課)

## 福島県告示第六百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

二 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 三箇所

(変更後) 二箇所

三 変更しようとする年月日

令和七年九月十六日

四 届出年月日

令和七年九月十六日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

## 福島県告示第六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次

のように保安林の指定を解除する予定である。

令和七年九月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 解除予定保安林の所在場所

相馬市山上字明神五の八

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(森林保全課)

## 公 告

## 公告第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

令和七年九月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

郡山市東部土地改良区

退任した役員

氏名 住所

役別 氏名 住所

監事 蛇石 祐三 郡山市安積町笹川字経蔵四一番地

就任した役員

役別 氏名 住所

監事 古川 定夫 郡山市小原田一丁目一六番三五号

(農村計画課)

**公告第184号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年9月26日

福島県知事 内堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 タブレット端末 2,059台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年3月27日（金）
- (4) 納入場所 福島県立会津学鳳高等学校ほか計21か所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年10月17日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和7年9月26日（金）から同年10月17日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月13日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年10月6日（月）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年10月6日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年11月10日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月7日（金）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tablet Computer 2,059 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 10 November 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 7 November 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和七年九月二十六日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

一 指定納付受託者の名称及び所在地

ソニーペイメントサービス株式会社 東京都港区高輪一丁目三番十三号

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

福島県立学校入学者選抜における入学検定料

三 指定納付受託者に指定した日

令和七年七月十四日

(高校教育課)

## 公告第7号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立学校 I C T 支援業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年9月26日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

- 1 落札に係る特定役務の件名及び数量  
福島県立学校 I C T 支援業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県教育庁教育総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年7月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士電機 I T ソリューション株式会社 東京都千代田区外神田六丁目15番12号
- 5 落札金額  
87,912,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和7年6月13日

（教育総務課）